

The background features three large, semi-transparent blue circles of varying sizes. Two thin blue lines intersect to form a large 'V' shape that frames the central text. The overall aesthetic is clean and modern.

# 上尾市スポーツ推進計画

上尾市教育委員会

## 〈 目 次 〉

第1章	上尾市スポーツ推進計画の概要	1
1	はじめに	1
2	計画の基本的な考え方	4
第2章	上尾市のスポーツの現状と今後の課題	5
1	スポーツ活動への意識の高まり	5
2	スポーツ施設	6
3	スポーツ振興事業	9
4	スポーツ指導者の育成	14
5	スポーツ活動の支援	15
6	学校体育と運動部活動	17
第3章	スポーツ推進計画の目標と施策	18
1	スポーツ施設の整備・充実	19
2	スポーツ事業の充実	20
3	スポーツ指導者の育成	23
4	スポーツ活動の支援	24
5	学校体育と運動部活動の充実	25
第4章	計画を推進するために	28
資料編		31～39

## 健康で活力に満ちたスポーツ活動の推進をめざして

スポーツは、市民の健康増進や体力の向上、またスポーツを介した市民交流、生きがづくりなど生涯にわたって心身ともに健康な生活を営むためにも重要な役割を担っています。

平成23年8月に施行されたスポーツ基本法に基づき、平成24年3月に国の「スポーツ基本計画」が策定されたことを受けて、平成25年度を計画初年度とする「埼玉県スポーツ推進計画」が策定されました。

上尾市教育委員会では、本市におけるスポーツの推進を体系的・計画的に進めるために、平成26年度から平成32年度までの7年間を計画期間とした「上尾市スポーツ推進計画」を策定いたします。

この計画では、上尾市教育振興基本計画の基本方針である「生きる力をはぐくむ」「生きる喜びをはぐくむ」「絆をはぐくむ」を実現するため、市民の皆様にスポーツに親しむ環境の整備と機会を提供し、心身ともに健康で活力に満ちたスポーツ活動が営めるよう努めてまいります。

結びに、この計画の策定にあたり、熱心な議論を重ねていただいた上尾市スポーツ推進審議会委員の皆様をはじめ、パブリックコメント手続きにおいてご意見をお寄せいただきました市民の皆様、並びに関係各位に、心から感謝を申し上げます。

平成26年3月

上尾市教育委員会教育長 岡野 栄二

# 第1章 上尾市スポーツ推進計画の概要

## 1. はじめに

### (1) 計画策定の趣旨

上尾市では、スポーツが市民の体力の向上、健康の保持・増進、人格形成のほか、人と人との交流を深めコミュニティの形成を図ることや、ルールやマナーを守る意識を高めることで青少年の健全育成を図る上でも大きな意義があると捉えています。

平成23年6月に公布、8月に施行されたスポーツ基本法では、国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ立国を実現することは、21世紀の我が国の発展のために不可欠な重要課題であることから、スポーツ立国の実現を目指し、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するとしています。

また、同法の第10条第1項においては、「都道府県及び市町村の教育委員会は、(中略)その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めるものとする。」と規定され、都道府県及び市町村における「スポーツ推進計画」の位置づけが明文化されました。

本市では、昭和51年5月2日に、市民ひとりひとりがスポーツに親しみ、スポーツを通じて心と体をたくましく鍛え、市民相互の交流と連帯感を育み、創造的で人間性あふれる上尾市を築くため、上尾市スポーツ都市宣言を行いました。

この宣言以降、スポーツ施設(上尾市民体育館)の整備や拡充などを進めつつ、上尾シティマラソンや上尾市民駅伝競走大会などのスポーツイベントや各種スポーツ教室などを開催し、上尾市スポーツ都市宣言にふさわしいものとする施策に取り組んできました。

また、スポーツを観戦することや健康作りに役立つ知識を学ぶこと、指導者やボランティアとしてスポーツ活動を支援することも、スポーツの持つ重要な要素と捉えています。

こうした背景を踏まえ、「スポーツ基本計画」、「埼玉県スポーツ推進計画」を参酌し、「上尾市スポーツ推進計画」を策定するものです。

### (2) 計画の期間

上尾市スポーツ推進計画は、平成26年度から平成32年度までの7年間です。

計画	年度										
	平成 23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	
第5次上尾市総合計画	第5次上尾市総合計画 基本構想・前期基本計画					第5次上尾市総合計画 基本構想・後期基本計画					
上尾市教育振興基本計画	基本理念（おおむね10年）・施策（5年）										
上尾市スポーツ推進計画	26～32年										

### （3）計画におけるスポーツの範囲

この計画では、学校における体育・スポーツ活動や競技性の強いスポーツなどに加え、レクリエーションスポーツやフィットネス、ウォーキングなど体を動かす身体活動全般をスポーツと捉えます。

また、幼児期から高齢期まで、性別、障害の有無にかかわらず、市民の生涯にわたってのスポーツ活動を対象とします。

#### 上尾市スポーツ都市宣言（昭和51年5月2日宣言）

緑豊かな美しい自然、明るく健康的で人間性豊かなまちは私たちみんなの願いです。私たち上尾市民は、ひとりひとりがスポーツに親しみ、スポーツを通じて心と体をたくましく鍛え市民相互の交流と連帯感を育み、創造的で人間性あふれる上尾市を築くためここにスポーツ都市の宣言をします。

- 1 すべての市民がスポーツに親しみ、たくましい心と体をつくりましょう。
- 1 すべての市民がスポーツの仲間をつくり、友情と連帯の輪を広げましょう。
- 1 すべての市民がスポーツを生活にとりいれ、創造性と人間性あふれるまちづくりをすすめましょう。

#### (4) 上尾市スポーツ推進計画の位置づけ

スポーツ基本法(平成23年8月24日施行)  
基本理念

- 1 スポーツは、(中略)国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。
- 2 スポーツは、(中略)学校、スポーツ団体(中略)、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。
- 3 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近にスポーツに親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。
- 4 スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう推進しなければならない。  
など8項目

第5次上尾市総合計画

前期基本計画(平成23年度～平成27年度)  
将来都市像  
「笑顔きらめく“ほっと”なまち あげお」

上尾市教育振興基本計画(平成23年度～平成27年度)

基本理念 「夢・感動教育 あげお」  
基本方針 「生きる力をはぐくむ」「生きる喜びをはぐくむ」「絆をはぐくむ」  
基本目標 「健康で活力に満ちたスポーツ・レクリエーション活動の推進」

スポーツ基本計画(平成23年度策定)

埼玉県スポーツ推進計画(平成24年度策定)

上尾市スポーツ推進計画(平成25年度策定)

## 2. 計画の基本的な考え方

### (1) 基本方針

#### 「健康で活かに満ちたスポーツ活動の推進」

本市では、昭和51年5月2日の上尾市スポーツ都市宣言を踏まえ、「健康で活かに満ちたスポーツ活動の推進」を本計画の基本方針とし、スポーツを通じて自身の健康や体力向上やそれぞれの夢の実現を目指します。また、スポーツは見る人に感動を与えるだけでなく、学ぶ感動、支える感動を与えます。そのための環境づくりを目指し、感動を与える市民スポーツを推進し、計画的に実施します。

### (2) 基本目標

幼児期から高齢期まで性別、障害の有無を問わず、すべての市民がスポーツ活動に参画することによって人や地域の交流を促進し、地域社会の一体感や活力を醸成します。

また、次代を担う子ども達が、体育や運動部活動に積極的に取組、家庭や地域でもスポーツを通じて豊かな人間性と健やかな心と体がはぐくまれます。

このことから基本方針を踏まえて、計画を実施していくにあたり、次の基本目標を定め、取組めます。

- 1 スポーツ施設の整備・充実
- 2 スポーツ事業の充実
- 3 スポーツ指導者の育成
- 4 スポーツ活動の支援
- 5 学校体育と運動部活動の充実

## 第2章 上尾市のスポーツの現状と今後の課題

### 1. スポーツ活動への意識の高まり

余暇時間の増大などによるライフスタイルの変化に伴い、老若男女を問わず、健康・体力づくりに対する関心とともに、多種多様なスポーツ活動や広範なスポーツイベントへの市民の参加要求はますます高まってきています。

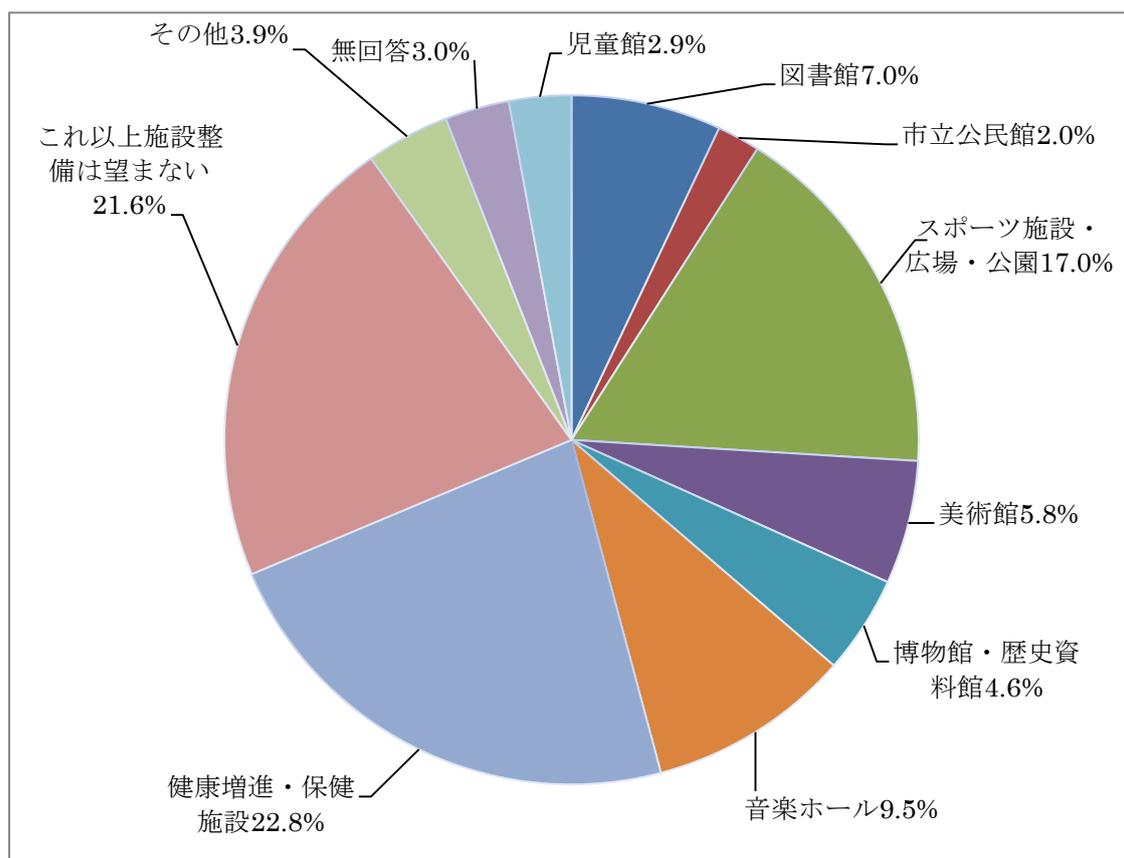
市民意識調査によると、今後充実が必要な施設として「健康増進・保健施設」や「スポーツ施設・広場・公園」が上位となっています。

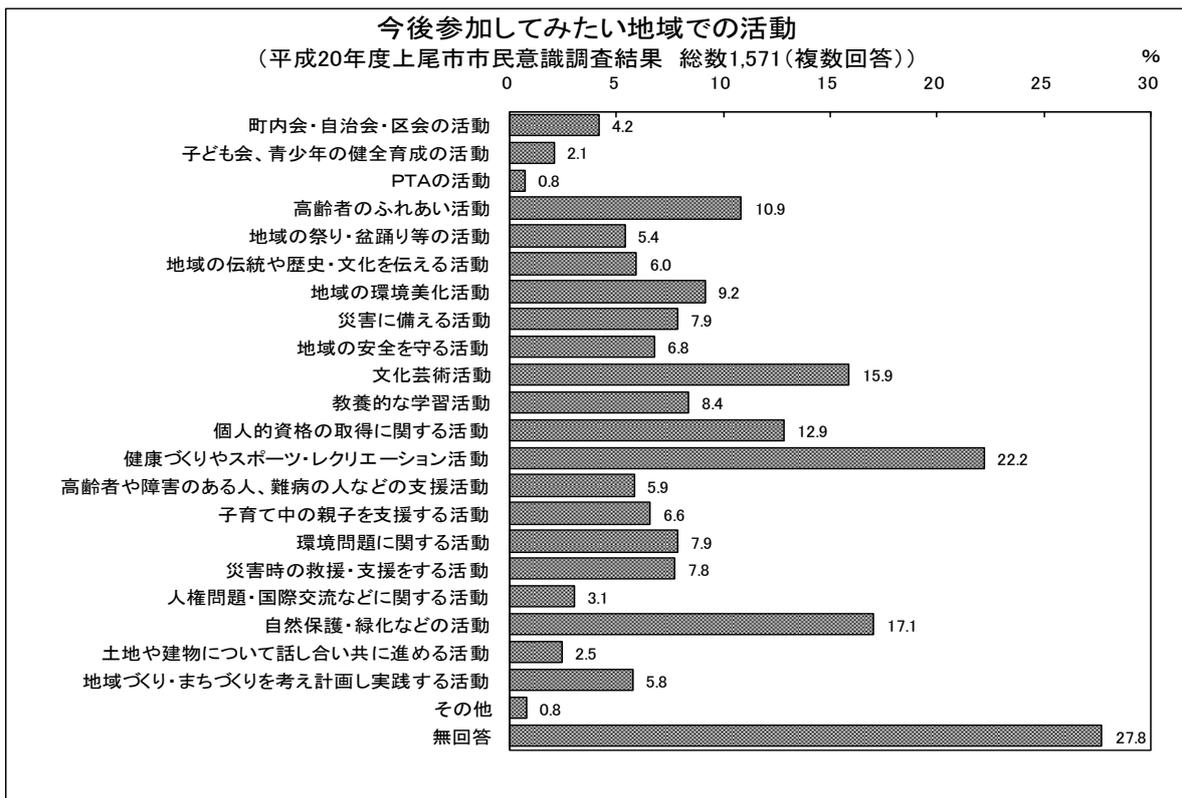
また、今後参加してみたい地域での活動としては、「健康づくりやスポーツ・レクリエーション活動」が最も多い回答となっています。

このことから、市民は、スポーツに親しむ機会と場を求めていることがうかがえます。

### 今後充実が必要な施設

(平成20年度上尾市市民意識調査結果 総数1,571)





## 2. スポーツ施設

### (1) スポーツ施設の現状

#### ① 屋内スポーツ施設

市の屋内スポーツ施設の主な施設としては、総合体育館としての上尾市民体育館のほかに市内5公民館に併設した体育室があります。

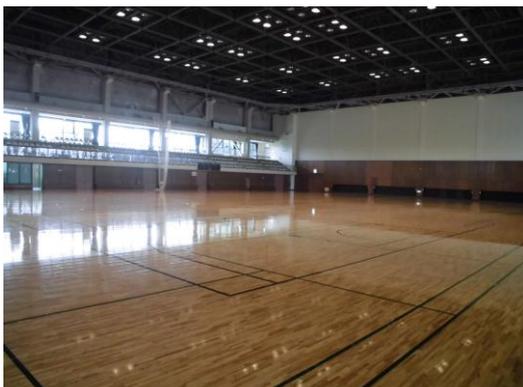
県営施設として上尾運動公園体育館、スポーツ総合センター体育館や武道館があります。

市民体育館の利用状況は、アリーナの土日を中心に多くの大会等が行われ、一般利用者が利用しづらい状況です。

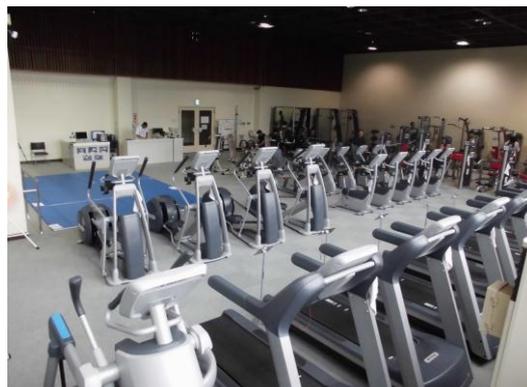
このような状況の中、市民体育館は平成23年3月11日に発生した東日本大震災で被害を受け、利用を制限していたことから、多くの市民から新たな市民体育館の必要性についての意見が聞かれ、スポーツ推進審議会においても「第2体育館について」の審議がされています。

また、上尾市民体育館では、平成25年度から指定管理者制度を利用した管理運営を導入しており、新たな利用者サービスに努めています。

## ○ 市民体育館



アリーナ



体力相談室兼トレーニング室

開館日：昭和55年5月3日

所在地：上尾市向山四丁目3番地10

概要：敷地面積 29,906 m<sup>2</sup> 延べ床面積 6,654 m<sup>2</sup>  
鉄筋コンクリート造り2階建

施設：アリーナ・卓球室・体力相談室兼トレーニング室・柔道場・剣道場・  
会議室兼スタジオ・テニスコート（全天候型2面・クレー4面）・弓道場

## ○ 公民館体育室（所管：生涯学習課）



大石公民館体育室

概要：軽スポーツに利用できる施設で、  
上平・平方・原市・大石・大谷の  
5公民館にあります

## ② 屋外スポーツ施設

市の屋外スポーツ施設としては平方スポーツ広場、平方野球場、平塚サッカー場や上尾市民球場（夜間照明付き）などがあります。

これらの施設の利用状況は、土曜・日曜日は主に大会等で利用されており、ほぼ100%となっているが、平日の利用は少なくなっています。

また、市民の健康寿命を延ばし、誰もが元気で健康な生活が送れるよう身近で、多目的活動が可能な施設が十分とは言えない現状があります。

### ○ 平方スポーツ広場



供用開始：昭和60年7月1日  
所在地：上尾市大字平方1185番地  
概要：面積92,444㎡  
施設：野球場1面、ソフトボール場  
2面、グラウンドゴルフ・ゲート  
ボール場1面、多目的広場1面

### ○ 平方野球場



供用開始：平成18年4月1日  
所在地：上尾市大字平方793番地  
概要：面積20,293㎡  
(両翼90m 中堅115m)

### ○ 平塚サッカー場



供用開始：平成18年4月1日  
所在地：上尾市大字平塚536番地1  
概要：面積12,625㎡  
コート1面(105m×68m)

### ○ 上尾市民球場 (所管：みどり公園課)



供用開始：平成10年5月1日  
所在地：上尾市大字菅谷16番地  
概要：面積18,900㎡(グラウンド  
12,770㎡) 両翼95m  
中堅121m、ナイター設備、  
電光掲示板スコアボード、放  
送設備、会議室、夜間照明施  
設付、収容人数5,500人

○ 市営の主なスポーツのできる施設（所管：みどり公園課）

浅間台大公園・中分スポーツ公園・平塚公園テニスコート・上平公園テニスコート

○ 主な県営スポーツ施設

埼玉県上尾運動公園（陸上競技場・体育館・テニスコート・プール）、埼玉県立武道館

## （2）学校開放施設の現状

学校開放施設については、昭和51年から学校教育に支障がない範囲で、市民に開放し、現在は市内小学校22校・中学校11校の校庭・体育館を開放しており、年間延べ38万人を超える方々に利用されています。

芝川小学校では屋外フットサル場を併設し、また東小学校については、照明設備を設置していることから、夜間の利用も行うことができます。

このような地域スポーツ活動の場所である身近な学校体育施設の有効利用がますます重要となっています。

また、学校開放施設には、学校開放用トイレ及び倉庫等が整備されていますが、老朽化が進んでいます。

今後の課題

○ 市民体育館では、指定管理者による「スポーツに親しむ機会の少ない市民を対象とした事業を行う」など利用者へのサービス向上

○ 誰もが元気で健康な生活が送れるよう身近な各種スポーツ施設の整備

○ 老朽化した学校開放用トイレ及び倉庫等の建替えや修繕

## 3. スポーツ振興事業

### （1）スポーツ事業の現状

近年、自由時間の増大や健康志向の高まり等により、健康維持、健康づくりに取り組もうとする姿勢をうかがうことができ、身近な場所で、いつでも、どこでも、だれでも参加できるスポーツ事業の環境づくりが求められているといえます。

このことから、スポーツ振興事業は、生涯にわたり健康で、明るく、いきいきとした生活を送るため、年齢や体力に合ったスポーツ活動に参加できる仕組みを整えることや市民やスポーツ団体・地域関係団体と行政との協働を図りながら、スポーツの愛好者の交流と地域コミュニティの活性化を図りながら、スポーツを実際に「する人」だけではなく、トップレベルの競技大会やプロスポーツ観戦等のスポーツを「観る人」、そして指導者やボランティアといった「支える（育てる）人」にも着目し、人々が生涯にわたってスポーツに親しむことができる環境を整えていくことが求められます。

## ○ 上尾シティマラソン・上尾シティハーフマラソン



主催 上尾市

上尾市教育委員会

上尾市体育協会

埼玉陸上競技協会

概要 昭和63年11月に市制施行30周年記念事業として、上尾運動公園陸上競技場をスタート・フィニッシュとしたハーフマラソンがスタート。平成12年からはハーフが日本陸上競技連盟の公認コースとなり、現在は日本全国から約9千人のランナーが集う一大スポーツイベントとして定着しています。

また、この大会には多くの大学の陸上競技部を招待しています。平成24年第25回大会からは、その上位1位、2位の選手は、ニューヨークシティハーフマラソンに招待されています。

## ○ 上尾市民体育祭



主催 上尾市

上尾市教育委員会

上尾市体育協会

概要 昭和33年11月に市制施行を記念して、旧6町村対抗による「市民運動会」として上尾小学校にて開催。昭和37年から名称を「市民体育祭」に変更。昭和43年からは会場を上尾運動公園陸上競技場に移して実施しています。昭和52年には原市団地・尾山台団地・西上尾第一団地・西上尾第二団地の4支部を含めた10支部対抗競技が加わり、現在は、支部対抗だけでなく、体協加盟のスポーツ団体や子ども向けのチャレンジスポーツコーナーなど自由参加種目を設け、多くの市民が参加できるスポーツ大会となっています。

## ○ 上尾市民駅伝競走大会



主催 上尾市  
上尾市教育委員会  
上尾市体育協会  
上尾市PTA連合会

概要 昭和58年2月に上尾丸山公園内及び周辺をコースとした第1回上尾市民駅伝競走大会を開催。第29回（平成23年2月）からはコースを上尾運動公園陸上競技場周辺に移しました。平成24年度は小・中学生から社会人まで401チーム約3,200人が参加しました。

## ○ いきいきライフ大運動会



主催 上尾市・上尾市教育委員会

概要 昭和58年から高齢者が一堂に会し、スポーツを通し親睦を深め、体力の維持・増進を図るとともに、健康で明るい生活を送れることをねらいとし、小学校の校庭で「高齢者大運動会」を開催。平成5年に「いきいきライフ大運動会」と名称変更しました。

パン食い競走や紅白玉入れなど、楽しみながら参加できる種目を実施しています。

## ○ 上尾市レクリエーション大会



主催 上尾市体育協会

概要 平成2年3月に市民体育館やイコス上尾を会場として、レクリエーション団体の発表会として開催していましたが、第18回大会（平成20年3月）からは、子どもから高齢者まで、多世代がレクリエーションの楽しさや団体の活動を知ってもらう場となるような、体験・参加型の大会として開催しています。

## ○ 子どもの体力向上地域連携事業

### (1) ドッジボール大会



主催 上尾市教育委員会

上尾市スポーツ推進委員連絡協議会

概要 ドッジボール大会（写真上）は平成5年からスポーツ推進委員連絡協議会（当時、体育指導委員連絡協議会）が小学5・6年生を対象に市民体育館を会場として開催していましたが、平成24年度から上尾市教育委員会との共催で実施しています。

### (2) なわとび大会



主催 上尾市教育委員会

概要 なわとび大会（写真下）は平成23年度から冬季における児童生徒の運動する機会を増やし、体力向上を図ることを目的に開催しています。

## ○ 長生きスポーツ教室



主催 上尾市教育委員会

概要 市内5公民館で開催する高齢者学級のひとコマとして、スポーツ推進委員が講師となり軽体操やレクリエーションを楽しみながら学ぶ高齢者向けのスポーツ教室を行っています。

対象 おおむね市内在住の60歳以上

## ○ いきいき推進事業



主催 上尾市体育協会

概要 高齢者を対象に地域の集会所等(尾山台小体育館・原市10区自治会館・西上尾第一団地・西上尾第二団地集会所)で、ストレッチ体操やリズム体操、スポーツ吹矢などを実施しています。

対象 おおむね市内在住の60歳以上

## 【65歳以上の人口】

※推計数字は「統計あげお 平成23年度版」

人数	基点日	平成23年4月1日	平成30年1月1日の推計
	男		22,669人
女		26,522人	32,428人
計		49,191人	58,900人

今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 年齢や体力に合ったスポーツ活動に参加できる仕組み作り</li> <li>○ 市民やスポーツ団体・地域関係団体と行政との協働を図りながら、スポーツ愛好者の交流と地域コミュニティの活性化を図る</li> <li>○ 各種イベント等においてボランティアの体験をする機会を設けることにより「支えるスポーツ」の中心として、ボランティアの積極的な活用を図る</li> </ul>
-------	--

## 4. スポーツ指導者の育成

### スポーツ指導者の現状

本市におけるスポーツの普及・推進のため、市民に対し、スポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導、助言を行う指導者が必要です。

本市では、「スポーツ基本法」に基づき、スポーツ推進委員（定員 50 人）を教育委員会が委嘱しています。

このスポーツ推進委員の役割は、本市におけるスポーツの推進のため、市民に対し、スポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導、助言を行うことであり、スポーツ指導者としての期待はますます高まっています。こうした指導、助言を行うにあたり、指導力の向上、新たな知識の習得を図ることが求められます。

また、各種団体の指導者の専門性や資質の向上を図るため、体育協会などの関係団体や大学と連携した指導者向けの講演会や教室等を開催していますが、さらにさまざまな分野の指導者情報を収集・提供を目的としたスポーツ指導者の育成支援に向けた取組が求められています。

#### 【指導者講習会】

##### ○ AED講習会



主催 上尾市教育委員会

概要 体協支部や加盟団体、スポーツ推進委員を対象にAEDの講習会。

対象 上尾市体育協会支部・加盟団体、  
スポーツ推進委員

##### ○ スポーツ推進委員研修会



主催 上尾市教育委員会 上尾市スポーツ推進委員連絡協議会

概要 地域におけるスポーツ等の活動の推進を図るため、スポーツ推進委員として適切な知識や技能を習得し、その資質向上を目指す実技研修会。

対象 スポーツ推進委員

## ○ スポーツ講演会



主催 上尾市体育協会・競技団体部会  
概要 スポーツの意義・特性・知識また生涯スポーツの重要性を各世代別に学ぶことで、幼少期からお年寄りまでの全世代の健康・体力づくりに役立てる講演会として実施している。  
対象 スポーツ団体の指導者及び保護者で市内在住・在勤・在学の人

今後の課題

- 指導力の向上及び新たな知識の習得
- さまざまな分野の指導者情報の収集・提供を目的としたスポーツ指導者の育成支援に向けた取組

## 5. スポーツ活動の支援

### (1) スポーツ団体を取り巻く現状

市民の主体的なスポーツ活動が活発に展開されるためには、体育協会などのスポーツ団体による主体的で積極的なスポーツ活動支援が期待されます。

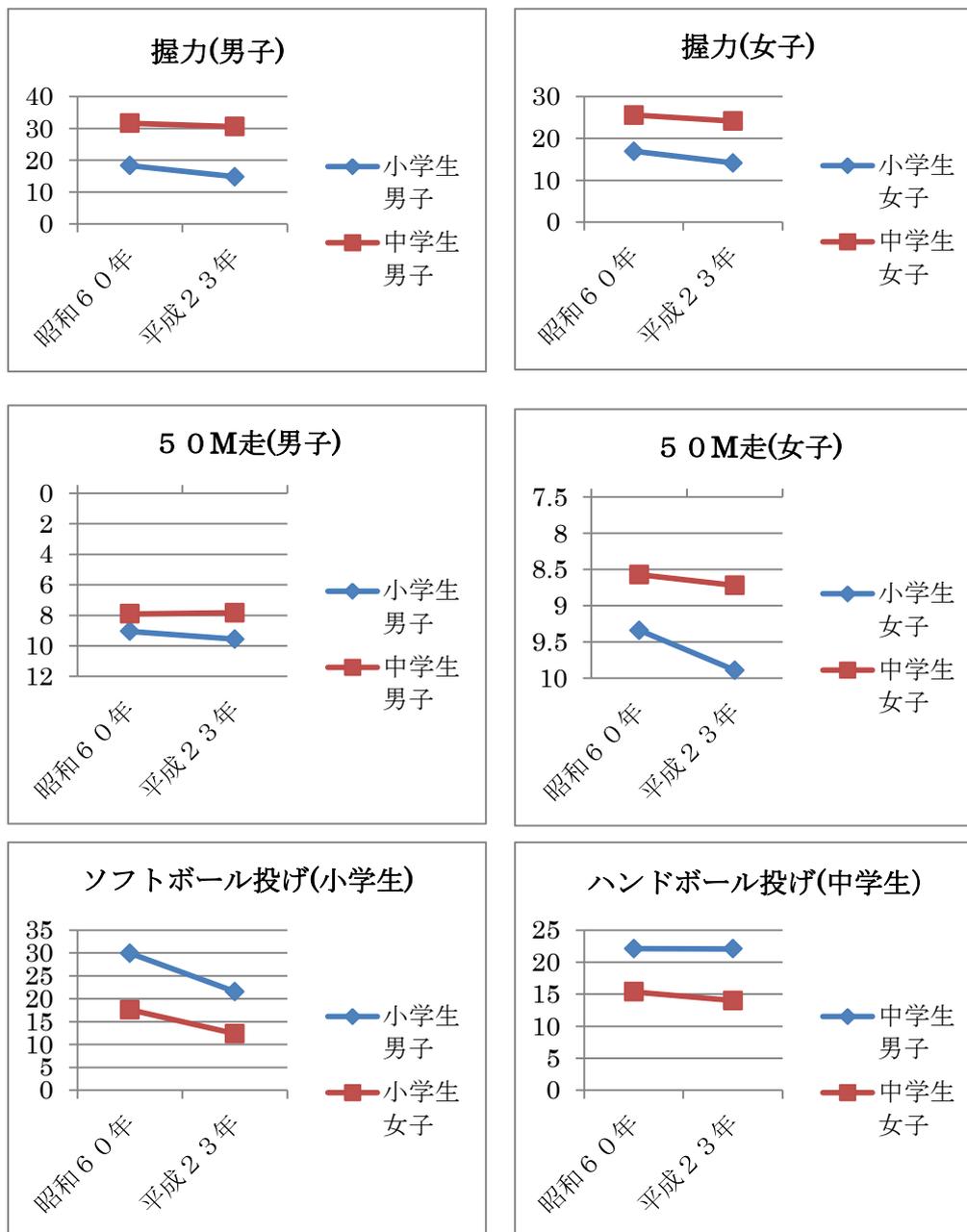
体育協会の加盟団体数は、平成24年度末で各支部、競技団体やスポーツ少年団の46団体となっています。競技団体の種目によっては会員数が減少しています。

本市では、現在3団体が総合型地域スポーツクラブとして埼玉県に登録しています。総合型地域スポーツクラブは、単にスポーツ活動の場であるだけでなく地域住民の交流の場としても期待され、市との協力・連携、スポーツ関係団体間の協力・連携が望まれています。

### (2) 子どものスポーツに親しむ機会の減少

子どものスポーツに親しむ機会は減少しており、子どもの体力水準が高かった昭和60年頃と現在で比較すると体力の低下が認められます(※1参照)。これは、生活環境の変化などにより幼児期から積極的に身体を動かす遊び等を行わない子どもが増えていることが考えられます。

※1 昭和60年と平成23年の全国平均の比較



※ 昭和60年のデータは、平成22年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査報告書（文部科学省）より引用  
平成23年のデータは、平成25年度学校体育必携第54号（埼玉県教育委員会）より引用

今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子どもが運動や遊びを通じて、子どもの体力の向上を図るためスポーツに親しむ場と機会をつくる</li> <li>○ 本市のスポーツ推進を図る上での重要なパートナーである体育協会の組織の基盤強化及び活動の充実に向けた更なる支援</li> <li>○ 総合型地域スポーツクラブの支援</li> </ul>
-------	---

## 6. 学校体育と運動部活動

### 学校体育と運動部活動の現状

ゆとり教育が叫ばれる中、「生きる力」の育成を目指し、平成14年度から学校週5日制が完全実施されました。

しかしながら生活環境の変化により、屋外や運動施設で身体を動かすのが好きな子どもと家の中での遊びが中心となる子どもの「運動の二極化」が進んでいます。

このような背景から、体を動かす機会を増やすため、運動部活動の活性化を図る必要があります。

今後の課題	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 学校全体で取組む体育活動の充実</li><li>○ 少子化に伴う運動部活動数の減少</li><li>○ 運動部活動を指導する教員と、専門的な技術をもった外部指導者の適正配置</li></ul>
-------	--

### 第3章 スポーツ推進計画の目標と施策

本計画では、以下の5つの課題を抽出し、今後取り組んでいくべき施策を定め、具体的な取組を展開します。

【基本方針】 「健康で活かに満ちたスポーツ活動の推進」

基本目標	施策	取組
1 スポーツ施設の整備・充実	(1) スポーツ施設の整備と効率的な管理運営	① スポーツ施設の整備 ② 第2体育館の検討 ③ 市民体育館の利用環境の充実
	(2) 学校開放施設の整備	学校開放用トイレ・倉庫の整備
2 スポーツ事業の充実	(1) 各種スポーツ大会の開催	① 体育協会支部や加盟団体、スポーツ推進委員などによる各種大会の開催 ② ボランティアの活用と育成 ③ 各種大会の効率的な運営と参加者層（障害者含む）の拡大
	(2) 各種スポーツ事業・教室の充実	① 体育協会支部や団体、スポーツ推進委員などによる教室の開催 ② 「自転車のまち“あげお”」の実現に向けた活動への支援 ③ 指定管理者によるスポーツ事業・教室の開催
	(3) ライフステージに応じたスポーツ事業の充実	ライフステージに応じたスポーツ事業の充実
	(4) 「観るスポーツ」の機会の提供	「観るスポーツ」の機会の提供
	(5) スポーツ情報の提供	① 市ホームページなどを活用したスポーツ施設の案内やイベント情報の発信 ② 体育館や公民館などで活動するスポーツサークルの紹介
3 スポーツ指導者の育成	(1) スポーツ推進委員	スポーツ推進委員の研修会等の開催
	(2) スポーツ指導者の育成支援	① 体育協会と連携したスポーツ講演会・講座等の開催 ② 大学等と連携した指導者向けの教室の開催

基本目標	施策	取組
4 スポーツ活動の支援	(1) スポーツ団体の活動支援	① 体育協会への活動支援 ② 総合型地域スポーツクラブの育成・支援
	(2) 子どものスポーツ機会の充実	子どもの体力向上地域連携事業の実施
5 学校体育と運動部活動の充実	(1) 体育・保健体育授業の充実	① 児童・生徒の実態に応じた運動の取組 ② 教員の指導力向上研修会等の開催
	(2) 運動部活動の充実	① 合同部活動や外部指導者の活用 ② 部活動指導者の指導力向上研修会等の実施

## 1. スポーツ施設の整備・充実

### (1) スポーツ施設の整備と効率的な管理運営

#### ① スポーツ施設の整備

平方スポーツ広場、平方野球場や平塚サッカー場などの屋外スポーツ施設の整備については、現在の施設を有効に利用できるようメンテナンスの充実を図り、防球ネット、障害者用駐車場・トイレなどをより利用しやすく環境整備を図ります。

また、新たにサッカーをはじめ多目的に利用できるグラウンドを検討します。

#### 【実施目標】

施設名	実施目標
平方スポーツ広場 平方野球場	利用者のニーズに対応できるよう周辺整備も含めた整備
平塚サッカー場	利用しやすい環境への整備を含めた施設整備
新グラウンド整備	多目的に利用できるグラウンドを検討

#### ② 第2体育館の検討

前章であるように、市民体育館は多くの利用者に利用されており、多くの利用者から第2体育館を望む意見がある。

また、全国規模の大会等を誘致するためには、施設の規模などの開催基準があり、その基準等を備えた施設の整備が必要となるため、第2体育館の検討を行う必要があります。

【実施目標】

施設名	目標
第2体育館	東側市域に第2体育館の整備

③ 市民体育館の利用環境の充実

市民体育館は、平成25年4月1日より指定管理者による管理運営を開始しました。

指定管理者による管理運営を開始したことにより、安心安全かつ効率的な管理運営と様々な利用者に応じたスポーツ事業の普及を通じ、利用者サービスの向上と効率的な運営を図り、スポーツ人口の増加といきいきと健康に生活できる環境を目指します。

【上尾市民体育館利用者 平成21年度実績】

施設名	利用者数（人）
市民体育館	212,746

（2）学校開放施設の整備

学校開放施設については、各学校に「学校施設開放運営委員会」が組織されており、施設の管理・運営を行っています。身近なスポーツ活動の拠点として、施設の有効利用をさらに推進します。

そのためには、老朽化している学校開放用トイレ・倉庫等の施設の建て替えや修繕を計画的に進めます。

《実施目標》

施設名	実施目標
学校開放施設	施設の老朽化等による施設整備の推進

2. スポーツ事業の充実

（1）各種スポーツ大会の開催

- ① 体育協会支部や加盟団体、スポーツ推進委員などによる各種大会の開催  
上尾市体育協会支部や加盟団体では、「地区体育祭」や「競技別各種大会」などを実施しています。

今後は各競技団体と連携し、誰もが参加できる大会やイベントの開催ができるよう働き掛けていきます。

## ② ボランティアの活用と育成

上尾シティマラソン、市民体育祭や市民駅伝などは、多くの市民ボランティアに支えられています。

こうした多くの市民ボランティアによる「支えるスポーツ」は新たなスポーツ振興の一つの形となることから、ボランティアの積極的な活用を図るとともに、各種イベント等においてボランティアの体験をする機会を設けることにより、ボランティアの育成を図ります。

また、ボランティアを積極的に活用し、地域でスポーツを支えることにより、地域の活性化を図ります。

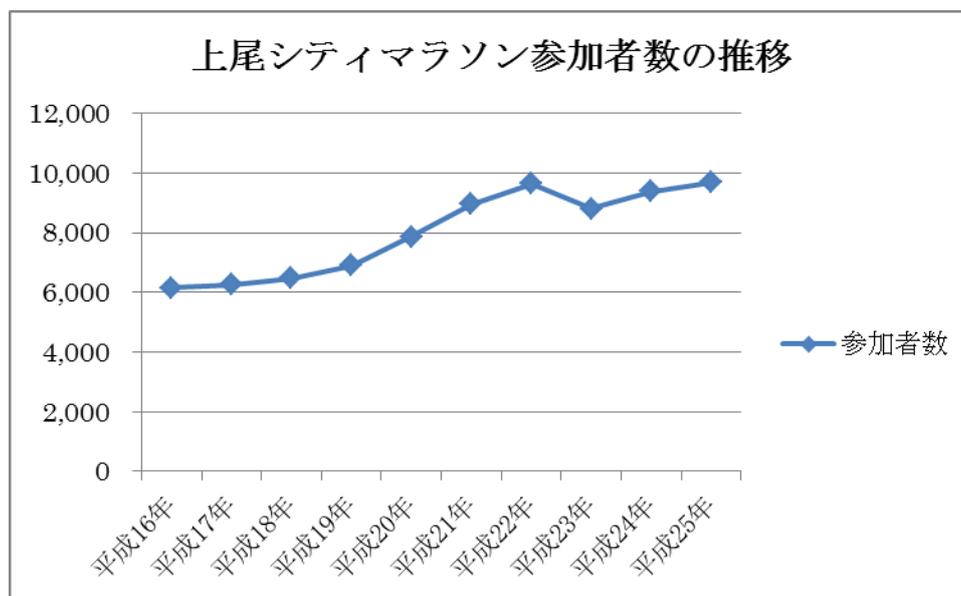
## ③ 各種大会の効率的な運営と参加者層の拡大

上尾シティマラソンなどの各種スポーツ大会は、毎年多くのボランティアの協力を得て、市民のスポーツ活動の場として定着しています。

今後は、さらにスポーツ大会参加の機会を提供していくために市民意識を的確に把握し、ライフステージに応じた内容の充実を図ります。

また、障害者の健康増進、社会参加の促進や障害者に対する市民の理解を促進するために、障害者が広くスポーツに参加できる機会の確保と環境づくりの推進を図ります。

《上尾シティマラソン参加者数の推移（第16回大会～第26回大会）》



## (2) 各種スポーツ事業・教室の充実

### ① 体育協会支部や団体、スポーツ推進委員などによる教室の開催

上尾市体育協会では、「いきいき推進事業」や「競技別初心者教室」などの地域の交流と体力づくりなどを目的に各種教室を開催しています。

また、スポーツ推進委員は、地域住民を対象にファミリーバドミントンやミニバレーなどのニュースポーツ※1をはじめ、各種スポーツの普及に

り組んでいます。

今後は、各競技団体等がこうした自主的な事業を展開できるように働き掛けや地域の集会施設を利用した地域スポーツ教室の充実を図ります。また、多くの参加が得られるよう対象の見直しや創意工夫を行い、各種スポーツ事業を関係団体や地域自治会等と協力し、支援していきます。

※1 一般に、勝敗にこだわらずレクリエーションの一環として生涯を通して気軽に楽しむことを主眼とした身体運動

## ② 「自転車のまち“あげお”」の実現に向けた活動への支援

市民が自転車で積極的に街や郊外に出て元気で楽しく暮らせるまちづくりを目指し、子どもから高齢者までが参加可能な自転車サークルの活動、健康増進に資する自転車を活用したスポーツ活動を支援します。

また、市内スポーツ施設への交通アクセスについては、利便性の向上に努めるとともに、自転車を利用する人を増やす方を推進し、環境に配慮します。

## ③ 指定管理者によるスポーツ事業・教室の開催

指定管理者が市民体育館管理運営を開始したことにより、日頃からスポーツに親しむ機会の少ない市民や女性などを対象に体力相談室兼トレーニング室で器具を使った教室や手軽にできる軽スポーツの教室を仕事帰りや休日等参加できる事業を実施し、スポーツに親しむ機会の提供を図ります。

## (3) ライフステージに応じたスポーツ事業の充実

市民が生涯を通じてスポーツに親しみ、心身ともに健康で充実した生涯スポーツ社会の実現を、関係機関や地域・市民との連携・協働により、年代に合わせた教室や取組を推進します。

高齢者が生きがいをもって健康な生活を送るために、気軽にスポーツに親しめる環境づくりと居場所づくりが必要です。

そこで、自治会館等の施設を利用し、より身近なところでの日常的なスポーツ事業の充実やスポーツ機会の情報提供を通じ、身近な地域のスポーツサークル等への加入を支援します。

また関係機関との連携を図り、運動による健康づくり、疾病予防を図り、生活習慣病を回避するための支援を行います。

## (4) 「観るスポーツ」の機会の提供

市内におけるスポーツの全国大会等の開催は、市民がトップレベルの競技を実感することによって、スポーツに親しむ人が増加するとともに、本市の魅力を多くの人々に情報発信する貴重な機会となります。

また、他府県から選手や関係者、観戦者が訪れることで、直接的・間接的な経済効果が期待できます。

このことから、上尾シティマラソン、イースタンリーグの開催など「観るスポーツ」の場を広げることで、市民のスポーツ参加意欲を高めます。

また、本市の唯一の実業団チームである女子バレーボールチームの上尾メディックスを地域や市民レベルで盛り上げるなど、市内に本拠地を置くスポーツチームとの交流を支援します。

## (5) スポーツ情報の提供

- ① 市ホームページなどを活用したスポーツ施設の案内やイベント情報の発信

インターネット上に生涯スポーツに関するホームページを開設し、市民体育館や運動場などスポーツ施設の情報、スポーツイベントやスポーツ教室、スポーツ団体や指導者の情報を提供していきます。

- ② 体育館や公民館などで活動するスポーツサークルの紹介

市民が参加を希望するスポーツを把握し、スポーツに接する機会を増やすため、市民体育館や公民館などを利用している市民や団体等からの情報の提供を受け、情報の発信ができる体制を整え、情報提供の充実に努めます。

## 3. スポーツ指導者の育成

### (1) スポーツ推進委員の活動支援

スポーツ推進委員は、スポーツ推進のための連絡調整や地域スポーツのコーディネート、専門性を活かしたスポーツ指導など生涯スポーツ社会実現のために活動しています。地域スポーツを支えるスポーツ推進委員が更なる資質向上を図るために、国・県などの主催する研修会や自主研修などへ参加を支援します。

### (2) スポーツ指導者の育成支援

- ① 体育協会と連携したスポーツ講演会・講座等の開催

指導者の専門性や資質の向上を図るため、さまざまな分野の指導者情報を収集・提供するとともに、指導に関する情報交換を行うなど各スポーツ関係団体と連携し、指導者養成講習会や技術研修会等の充実を図ります。また、生涯スポーツに関する正しい知識の普及を目指します。

- ② 大学等と連携した指導者向けの教室の開催

市民のスポーツ活動を支えるスポーツ団体等の指導者の育成のため、スポーツ医・科学の専門家や大学等との連携を深め、選手育成やサポートに関する安全で効果的なトレーニングの指導者向け講習会、研修等を推進します。

## 4. スポーツ活動の支援

### (1) スポーツ団体の活動支援

#### ① 体育協会への活動支援

本市のスポーツ推進を図る上での重要なパートナーとして、体育協会組織の基盤強化及び活動の充実に向けての事業補助を行い、また市と同協会が協働し、より一層の市民へのスポーツ振興の中心的な役割を担えるよう、支援及び自主自立の運営ができる体制づくりを図ります。

#### 《市体育協会支部部会 10団体》

団体名	団体名	団体名
上尾支部	平方支部	原市支部
大石支部	上平支部	大谷支部
原市団地支部	尾山台団地支部	西上尾第一団地支部
西上尾第二団地支部		

#### 《市体育協会競技団体部会 24団体》

団体名	団体名	団体名
野球連盟	スケート連盟	スキー連盟
卓球連盟	バレーボール連盟	テニス協会
ソフトテニス連盟	剣道連盟	柔道連盟
サッカー協会	バスケットボール連盟	ソフトボール協会
オリエンテーリング連盟	家庭婦人バレーボール連盟	バドミントン連盟
アーチェリー連盟	なぎなた連盟	空手道連盟
水泳協会	ゴルフ協会	射撃連盟
陸上競技協会	合気道連盟	弓道連盟

《市体育協会レク部会 8団体》

団体名	団体名	団体名
ゲートボール協会	民踊レクリエーション連盟	フォークダンス連盟
ダンススポーツ連盟	上尾レクリエーション会	民踊さつき会
グラウンドゴルフ連盟	スポーツ吹矢協会	

《市体育協会指導育成団体部会 4団体》

団体名	団体名	団体名
スポーツ少年団	小学校体育連盟	中学校体育連盟
市内高等学校体育連盟		

② 総合型地域スポーツクラブの育成・支援

誰もが生涯にわたりスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会を実現するためには、多世代、多様な技術・技能レベルに属し、多様な興味・関心を有する者が参加できる総合的地域スポーツクラブの育成・支援を行います。

(参考) 市内総合型地域スポーツクラブ数3団体(平成25年10月1日現在)

(2) 子どものスポーツ機会の充実

子どもの体力向上の実態を把握するとともに、子どもの体力向上に向けた地域連携に関する事項を協議するため、上尾市子どもの体力向上地域連携協議会を設置し、子どもの体力向上地域連携事業を実施します。

この事業は、外遊びを通じて子どもに日々の運動をする習慣をつけるため、スポーツ推進委員によるドッジボール大会、なわとび大会などの小学生を対象にした大会や市内の実業団チームの協力を得て、中学生を対象としたバレーボール教室や子どもに遊びを通じて、運動を習慣化させる事業を開催しています。また、スポーツのすそ野拡大と子どものスポーツ機会の充実を図るためにスポーツ少年団と連携します。

今後も関係機関・団体と連携を図り、子どもたちが遊びを通じ、日常的に運動を行えるような事業の充実を図ります。

## 5. 学校体育と運動部活動の充実

### (1) 体育・保健体育授業の充実

#### ① 児童・生徒の実態に応じた運動の取組

平成 23 年度小学校、平成 24 年度中学校の新学習指導要領の全面実施により、武道が必修化となり、体育の授業時数が増加しました。子どもの体力の向上のため、県でも掲げられている「学習規律を確立させ、思いっきり汗をかき、力いっぱい運動する体育授業の実践」に努めます。

また、新体力テストの分析結果の「体力プロフィールシート」を子どもや保護者に周知するとともに、一人ひとりの課題を明確にし、子どもが意欲的に運動に取り組めるよう、学校体育活動の充実に努めます。

こうした各校での新体力テストの結果の分析をもとに、子どもの実態に応じた運動に取組、運動に関する実践意欲を高め、身体の発達段階に応じた体力の向上を図ります。

#### 【実施目標】

目標指標	平成 24 年度末	実施目標
新体力テストの総合評価が「A」「B」「C」の児童生徒の割合	小学校 79.47% 中学校 85.45%	平成 24 年度実績の 2% 向上

※ それぞれのテスト項目の成績を年齢及び性別ごとに区分した項目別得点表に当てはめ、1点から10点の10段階で点数化する。次にそれらの8項目の合計点を年齢別の総合評価規準表に当てはめ、AからEの5段階で総合評価し、平均的な水準である「C」評価までの生徒の割合を目標指標とする。

#### ② 教員の指導力向上研修会等の実施

学校における体育授業や体育的活動の充実について理解を深め、各学校で実践していくために研修会を実施します。

### (2) 運動部活動の充実

#### ① 部活動における外部指導者等の活用

地域や学校の実情に応じた運動部活動を推進・活性化し、いきいきとした子どもの育成に努めます。

外部指導者の計画的導入によって、運動部活動の活性化に努めます。また、単独で部活動を行うことができない学校には合同で部活動を行えるよう努めます。

#### ② 部活動指導者の指導力向上研修会等の実施

教育の一環である部活動の指導者は、安全かつ子どもの健全な成長に多大な影響があることから、指導力向上に努める必要があります。

このことから、部活動指導者講習会への参加を奨励するなど、指導者の資質向上を図ります。

【部活動競技別設置校数】

平成25年4月現在

競技名	設置校数			合計
	男女のどちらかで活動	男女各々に活動	男女合同で活動	
陸上競技	0	7	4	11
野球	11	0	0	11
バレーボール	4	6	0	10
サッカー	11	0	0	11
バスケットボール	0	11	0	11
ソフトボール	4	0	0	4
ソフトテニス	2	7	2	11
卓球	4	5	0	9
ダンス	1	0	0	1
剣道	4	0	4	8
水泳	0	1	1	2
バドミントン	5	2	0	7

## 第4章 計画を推進するために

本計画を推進するためには、市民、スポーツ関係団体、スポーツ指導者などのさまざまな主体の協働があってはじめて実現できるものです。

今後は、これらの関係機関や団体の役割分担のもと、協働・連携を進めていくとともに、ネットワークの形成に努め、本市のスポーツを推進していきます。

なお、本計画に基づくスポーツの推進については、国及び県、並びに社会情勢の変化等も勘案して、必要に応じて計画の見直しを行います。

### (1) 行政・学校

#### ① 市

計画の基本理念「健康で活力に満ちたスポーツ活動の推進」を実現するため、関係団体等と連絡調整を密にし、協働体制による施策を展開します。

#### ② 小・中学校

児童・生徒の体力向上や運動機会を確保するため、学校体育・運動部活動の充実を図ります。

### (2) 市民

健康や体力に関心をもち、スポーツ活動に積極的に取り組むことが期待されます。特に、スポーツを「する」だけでなく「支える」活動やスポーツを通じた交流活動への参加など、市民が主体となり地域スポーツ活動の推進をすることへの興味・関心が高まることが期待されます。

### (3) 関係団体

#### ① スポーツ推進委員連絡協議会

多様なスポーツニーズに対応するため、指導者としての知識や技術の習得に努めるとともに、地域スポーツの推進役、行政と市民のパイプ役となり、日ごろスポーツをしない人への動機付けや、スポーツの楽しみ方の啓発などを通じて、本計画の施策の実現を目指します。

#### ② 市体育協会等スポーツ団体

スポーツを通じた市民の健康増進と明るい市民生活の実現を目指し、大会や教室の開催を通じてスポーツの楽しさを提供し、市民がスポーツに親しめる機会の充実を図ります。

また、各種団体と連携・協力し、スポーツ人口の拡大や習慣化につながる活動を展開します。

#### ③ PTAなどの地域団体

子どものスポーツ環境の充実と参加意欲の促進を図るため、学校を中心としたスポーツ行事への積極的な参加・協力が期待されます。

また、参加しやすいスポーツイベントの開催やスポーツ活動を通じた地域の防犯活動への支援が期待されます。

④ 医療等機関

健康・体力づくり・介護予防の一つとして、生活の中にスポーツを効果的に取り入れることができるように、各施策への協力・支援や連携による施策の実施が期待されます。

⑤ 実業団チーム

全国大会等での活躍、交流イベントや地域行事への参加など地域に根ざした活動を通じて、スポーツへの関心を高めるとともに、「観るスポーツ」の対象として、市民が愛着をもって応援できるチームとなることが期待されます。

また、スポーツ教室への指導者の派遣などスポーツ活動のきっかけづくりへの支援による資源を活かした好循環が期待されます。

## 資料編

- 1 スポーツ基本法
- 2 上尾市スポーツ推進審議会条例
- 3 上尾市スポーツ推進審議会委員名簿
- 4 諮問・答申
- 5 スポーツ推進計画策定の経過

## 目 次

1	スポーツ基本法	33
2	上尾市スポーツ推進審議会条例	34
3	上尾市スポーツ推進審議会委員名簿	36
4	諮問・答申	38
5	スポーツ推進計画策定の経過	39

# 1 スポーツ基本法

平成23年法律第78号

## 第2章 スポーツ基本計画等

(スポーツ基本計画)

第9条 文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画（以下「スポーツ基本計画」という。）を定めなければならない。

2 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれ変更しようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第8条に規定する機関をいう。以下同じ。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

3 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第30条に規定するスポーツ推進会議において連絡調整を図るものとする。

(地方スポーツ推進計画)

第10条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第24条の2第1項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

## 2 上尾市スポーツ推進審議会条例

昭和 51 年 9 月 30 日

条例第 30 号

平成 23 年 9 月から改正経過を注記した

(設置)

第 1 条 スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号。次条において「法」という。）第 31 条の規定に基づき、上尾市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（平 23 条例 11・全改）

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、法第 35 条に規定するもののほか、次に掲げるスポーツの推進に関する重要事項について調査審議する。

- (1) 法第 10 条第 1 項に規定する地方スポーツ推進計画に関すること。
- (2) スポーツの指導者その他スポーツの推進に寄与する人材の養成及び資質の向上並びにその活用に関すること。
- (3) スポーツの施設及び設備の整備及び運用の改善に関すること。
- (4) 地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等に関すること。
- (5) スポーツ行事の実施及び奨励に関すること。
- (6) スポーツとして行われるレクリエーション活動の普及奨励に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

（平 23 条例 11・全改）

(組織)

第 3 条 審議会は、15 人以内の委員で組織する。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

(委嘱)

第 4 条 委員及び臨時委員は、次の各号に掲げる者のうちから上尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 知識経験者
- (3) 市内スポーツ団体の代表者

（平 23 条例 11・一部改正）

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、委嘱された時における当該身分を失った場合は、その職を失う。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議を終了したときは、退任するものとする。

(会長等)

第6条 審議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年条例第2号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成23年条例第11号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正前の上尾市スポーツ振興審議会条例第1条の規定により置かれた上尾市スポーツ振興審議会（以下「旧審議会」という。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において、第1条の規定による改正後の上尾市スポーツ推進審議会条例（以下「新条例」という。）第1条の規定により置かれた上尾市スポーツ推進審議会（以下「新審議会」という。）となり、同一性をもって存続するものとする。
- 3 この条例の施行の際現に旧審議会の委員又は臨時委員である者は、それぞれの施行日に、新条例第4条の規定により、新審議会の委員又は臨時委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、新審議会の委員として委嘱されたものとみなされる者の任期は、新条例第5条第1項本文規定にかかわらず、施行日における旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 4 この条例の施行の際現に旧審議会の会長又は副会長である者は、それぞれ施行日に、新条例第6条第2項の規定により、新審議会の会長又は副会長として新審議会において互選されたものとみなす。

### 3 上尾市スポーツ振興審議会委員名簿

(任期：平成 22 年 11 月 1 日～平成 24 年 10 月 31 日)

選出区分	氏 名	役職等
1 号委員 (市議会議員)	橋北 富雄	上尾市議会議員
	池野 耕司	上尾市議会議員
	中村 清治	上尾市議会議員
2 号議員 (知識経験者)	◎友光 豊	上尾市体育協会副会長
	遠山 正博	上尾市体育協会副会長
	渡邊 恭子	上尾市体育協会副会長
	只隈 伸也	大東文化大学 スポーツ・健康科学部准教授
3 号委員 (市内スポーツ 団体の代表者)	小川 清	グラウンド・ゴルフ連盟会長
	林 貞次	剣道連盟会長
	村田喜代汰	スポーツ少年団本部長
	矢島 通夫	陸上競技協会会長
	森泉 誠	バレーボール協会会長
	工藤由紀子	上尾市内高等学校代表
	永井 義美 (～平成 24 年 4 月 16 日)	上尾市小学校体育連盟会長
	坂巻 政美 (平成 24 年 4 月 17 日～)	
	○山下 文孝	上尾市中学校体育連盟会長

◎審議会会長 ○審議会副会長

(任期：平成24年11月1日～平成26年10月31日)

選出区分	氏名	役職等
1号委員 (市議会議員)	大室 尚	上尾市議会議員
	嶋田 一孝 (～平成25年12月31日)	上尾市議会議員
	町田 皇介 (平成26年1月1日～)	上尾市議会議員
	道下 文雄	上尾市議会議員
2号議員 (知識経験者)	◎友光 豊	上尾市体育協会副会長
	遠山 正博	上尾市体育協会副会長
	渡邊 恭子	上尾市体育協会副会長
	中村 清治	上尾市体育協会理事長
	只隈 伸也	大東文化大学 スポーツ・健康科学部准教授
3号委員 (市内スポーツ 団体の代表者)	小川 清	グラウンド・ゴルフ連盟会長
	林 貞次	剣道連盟会長
	村田喜代汰	スポーツ少年団本部長
	矢島 通夫	陸上競技協会会長
	森泉 誠	バレーボール協会会長
	坂巻 政美 (～平成25年4月16日)	上尾市小学校体育連盟会長
	渡邊 靖夫 (平成25年4月17日～)	
	○長谷川 隆 (～平成25年4月9日)	上尾市中学校体育連盟会長
	○菅田 泉 (平成25年4月10日～)	

◎審議会会長 ○審議会副会長

## 4 諮問・答申

### ○諮問

上教ス第 515号  
平成24年3月27日

上尾市スポーツ推進審議会  
会長 友光 豊 様

上尾市教育委員会教育長 岡野 栄二

上尾市スポーツ推進計画（案）について（諮問）  
このことについて、上尾市スポーツ推進審議会条例（昭和51年9月30日  
条例第30号）第2条の規定により、下記について、審議会の意見を求めます。

記

- ・上尾市スポーツ推進計画（案）

### ○答申

平成26年2月14日

上尾市教育委員会  
教育長 岡野 栄二 様

上尾市スポーツ推進審議会  
会長 友光 豊

上尾市スポーツ推進計画（案）について（答申）

平成24年3月27日付け上教ス515号で諮問のありました上尾市  
スポーツ推進計画（案）について、別紙のとおり答申します。

## 5 スポーツ推進計画策定の経過

### (1) 策定方法

- ① 上尾市スポーツ推進審議会で策定した
- ② 上尾市スポーツ推進審議会条例(昭和51年9月30日条例第30号)第2条第1項の規定に基づく

### (2) 策定経過

年 月 日	策 定 内 容
平成24年3月27日	上尾市スポーツ推進審議会会長に諮問
平成25年3月26日	上尾市スポーツ推進審議会で審議
平成25年7月 9日	上尾市スポーツ推進審議会で審議
平成26年1月15日から 平成26年2月 7日まで	上尾市市民コメントの意見募集
平成26年2月13日	上尾市スポーツ推進審議会で審議
平成26年2月14日	上尾市スポーツ推進審議会会長から答申
平成26年2月20日	2月定例教育委員会で議決

### (3) 上尾市市民コメント制度実施結果

上尾市スポーツ推進計画の策定にあたり、上尾市市民コメント制度を利用し、上尾市スポーツ推進計画(案)を市公式ホームページで公表したほか、本庁舎1階 情報提供コーナーに設置し意見募集を行いました。募集期間中に2件の意見をいただきました。

なお、この結果については、市公式ホームページに掲載しました。

意見募集期間：平成26年1月15日から2月7日まで

市公式ホームページ掲載期間 平成26年3月1日から3月21日まで

平成26年3月発行

上尾市スポーツ推進計画  
(平成26年度～平成32年度)

発行者 **上尾市教育委員会**  
**教育総務部 スポーツ振興課**

〒362-8501 埼玉県上尾市本町三丁目1番1号

電話 048-781-8112

FAX 048-776-2250